

畜産物の原産地表示に関する意見の募集結果

平成15年10月2日
農林水産省消費・安全局
表示・規格課

畜産物の原産地表示の課題1、課題2に関し、平成15年9月4日～9月24日までの間、農林水産省畜産部を通じ畜産関係団体、都道府県等に対し意見募集を行ったところ、寄せられた意見の概要は、以下のとおりであった。

1. 意見提出者数：101名

寄せられた意見の中には、課題1、課題2のみに対する意見や団体が集約した複数の意見等が含まれていることから、意見提出者数と意見数の計は一致しない。

2. 提出された主な意見と意見数

課題1：外国から生体を輸入し国内で飼養した畜産物に関する特例（いわゆる3ヶ月ルール）を、最も飼養期間の長い飼養地（主たる飼養地）を原産地とするJAS法上の基本ルールと整合性を図る必要はあるか。

提出された主な意見	意見数
1. 従来どおり 3ヶ月ルールを今までどおり運用すべきで、基本ルールとの整合性は不要	4
2. 3ヶ月ルールは見直すべき	91
(1) 基本ルールと整合性を図り、主たる飼養地（最も飼養期間が長い飼養地）を原産地として表示	46
(2) 3か月を6ヶ月に変更	6
(3) 3ヶ月を8ヶ月に変更	1
(4) 3ヶ月を9ヶ月に変更	2
(5) 3ヶ月を10ヶ月に変更	2
(6) 3ヶ月を12ヶ月に変更	1
(7) 全飼育日数の70%以上国内で飼育した場合は国産	1

(8) 出生地を原産地として表示	1 4
(9) 出生地＋主たる飼養地を表示	5
(10) 出生地＋主たる飼養地＋出荷地（処理場）を表示	1
(11) 出生地＋最終飼養地	1
(12) 出生地＋出荷地（処理場）を表示	1
(13) 主たる飼養地＋最終飼養地を表示	1
(14) 最終飼養地を原産地として表示	1
(15) 全ての飼養地を表示	6
(16) 国内で生まれ、育ち、国内でと畜されたものののみ「国産」表示を可能とする	1
(17) 国産牛も3ヶ月ルールを適用し最終飼養地を表示	1

課題2：地名を冠した銘柄牛の場合、主たる飼養地が属する都道府県と銘柄を
関した地名が異なる場合があるが、これについてどう考えるか。

1. 原産地表示の考え方に関する意見

提出された主な意見	意見数
(1) 「主たる飼養地」（最も飼養期間が長い飼養地）を原産地として表示	4 1
(2) 「主たる飼養地」に加え以下のものも併せて原産地表示として表示すべき	8
① 出生地	2
② 出生地＋出荷地（処理場）	2
③ 全ての飼養地	4
(3) 「主たる飼養地」を原則とするが、6ヶ月以上最終飼養地で飼養された場合、最終飼養地とすべき	1
(4) 「主たる飼養地」を原則とするが、肥育期間が最も長い飼養地も認めるべき	1
(5) 6ヶ月以上飼養された飼養地を全て表示	1
(6) 「主たる飼養地」ではなく以下の場所を原産地として表示すべき	2 1
① 出生地	7
② 出生地＋最終飼養地	3

③ 3ヶ月以上飼養した最終飼養地	3
④ 6ヶ月以上飼養した最終飼養地	1
⑤ 10ヶ月以上飼養した最終飼養地	1
⑥ 20ヶ月以上飼養した最終飼養地	1
⑦ 最終飼養地	4
⑧ 地名の意味、理由を明記していずれかの段階を表示	1

2. 銘柄牛の地名に関する意見

提出された主な意見	意見数
(1) 6ヶ月以上飼養した場所を銘柄牛の地名にできる	1
(2) 10ヶ月以上飼養した場所を銘柄牛の地名にできる	3
(3) 12ヶ月以上飼養した場所を銘柄牛の地名にできる	2
(4) 最も肥育期間が長い場所を銘柄牛の地名にできる	5
(5) 全飼育日数の70%以上飼育した場所を銘柄牛の地名にできる	1
(6) 飼養地が1つの都道府県内に限定される場合のみ銘柄牛の地名にできる	1
(7) 最終飼養地を銘柄牛の地名にできる	1
(8) 出荷地を銘柄牛の地名にできる	1
(9) 銘柄牛の銘柄については規定等により銘柄牛の定義を明確にする	17
(10) 銘柄を冠するための横断的規定の整備が必要	4

3. 原産地表示と銘柄の関係に関する意見

提出された主な意見	意見数
(1) 銘柄に冠した地名と原産地は別々のものとする	24
(2) 銘柄に冠した地名と原産地は一致すべき	19